

平成 17 年 6 月 9 日

各位

みずほ信託銀行株式会社

株式会社千葉興業銀行との信託代理店業務に関する遺言信託業務の追加について

みずほ信託銀行株式会社（社長 池田輝彦）では、千葉興業銀行との信託代理店業務に関し、6 月 13 日より遺言信託業務を追加することを決定しましたのでお知らせいたします。

千葉興業銀行とは、平成 5 年 11 月に信託代理店契約を締結し、主に年金や証券代行など法人向け信託サービスをご提供して参りましたが、信託業法等の改正を受け、今般個人向け信託サービスとして遺言信託業務を追加したものです。

みずほ信託銀行では、今後も遺言信託業務をはじめ高度な信託サービスをご提供して参ります。

記

1. 取扱い開始日 平成 17 年 6 月 13 日

2. 取扱い対象商品 ・ 遺言執行引受承諾業務
 ・ 遺言書管理信託
 ・ 遺産整理業務

以上

ご参考

【取扱商品の概要】

商品名	内容	契約の相手方
遺言執行引受承諾業務	遺言書の作成・保管を行なうとともに、相続発生時には遺言執行者として各種手続を行ない、遺言の内容を実現する業務。	遺言者
遺言書管理信託	遺言書の保管のみを行ない、相続が発生した際、遺言書を指定受取者へお渡しする業務。	遺言者
遺産整理業務	相続の開始後、相続人全員から委託を受け、相続人の代理人として相続手続を行なう業務。	相続人

以上